平成30年分　給与所得者の配偶者控除等申告書

配

給与の支払者受付印

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

所轄税務署 麹町 税務	給与の支払者の名称（氏名）	株式会社　○○○○	（フリガナ） あなたの氏名	ワタナベ　タダシ 渡辺　正　渡辺 印
	給与の支払者の法人番号	※ この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人は除きます。）が記載してください。 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8		
	給与の支払者の	東京都千代田区霞が関３－１－１	あなたの住所又は居所	8－1

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。給与の支払者が個人の場合は、給与の支払者の個人番号を付記する必要はありません。

下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「配偶者の合計所得金額（見積額）」欄で計算し求めた合計所得金額を記載します。※配偶者の所得が給与所得だけで、給与の収入金額が2,015,999円を超える場合は、合計所得金額が123万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

◎ あなた…を超…額の見積額が123万円を超える場合は、配偶…せん。
◎ 合計所…下表「合計所得金額の見…の計算表」をご利用ください。

左の合計所得金額の見積額に該当する判定結果にチェックをします。

左の判定結果を記載します。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	*1　5,100,000 円	判定	☑ 900万円以下(A)	☐ 900万円超950万円以下(B)	☐ 950万円超1,000万円以下(C)	区分Ⅰ　A（左のA～Cを記載）

下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「あなたの合計所得金額（見積額）」欄で計算し求めた合計所得金額を記載します。※あなたの所得が給与所得だけで、給与の収入金額が12,200,000円を超える場合は、合計所得金額が1,000万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

配偶者が非居住者である場合に○を付けます。※親族関係書類の添付等が必要です（扶養控除等申告書を提出した際に添付等している場合には、不要です。）。

控除の対象となる配偶者の個人番号を記載します。

配偶者が非居住者である場合に送金金額等を記載します。※送金関係書類の添付等が必要です。

配偶者の年齢及び上の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」から、該当する判定結果にチェックをします。

者	渡辺　弘美	個人番号 7 8 8 9 9 0 0	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる	日 4 日	老人控除対象配偶者（昭24.1.1以前生）	非居住者である配偶者	生計を一にする事実

左の判定結果を記載します。

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額	*2　520,000 円		
判定	☐ 38万円以下かつ年齢70歳以上（昭24.1.1以前生）	①	区分Ⅱ　③（左の①～④を記載）
	☐ 38万円以下かつ年齢70歳未満	②	
	☑ 38万円超85万円以下	③	
	☐ …下	④	

合計所得金額の見積額の計算表

	所得の種類		収入金額等ⓐ	必要経費等ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
あなたの所得金額（見積額）	給与所得	(1)	7,000,000 円		（注）5,100,000 円
	事業所得				
	配当所得	(4)			
	不動産所得	(5)			
	退職所得	(6)		（退職所得控除額）	(ⓐ−ⓑ)×1/2又は(ⓐ−ⓑ)
	(1)～(6)以外の所得	(7)		（うち特別控除額　円）	（一時所得又は長期譲渡所得は1/2）
	(1)～(7)の合計額				5,100,000

⇒上記の*1欄に転記してください。

直近の源泉徴収票や給与明細書を参考にして見積もった平成30年中の収入金額を記載します。

裏面の「３　所得の区分」の【①給与所得】を参考に計算した所得金額を記載します。

	所得の種類		収入金額等ⓐ	必要経費等ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
配偶者の所得金額（見積額）	給与所得	(1)	1,170,000 円		（注）520,000 円
	事業所得				
	配当所得	(4)			
	不動産所得	(5)			
	退職所得	(6)		（退職所得控除額）	(ⓐ−ⓑ)×1/2又は(ⓐ−ⓑ)
	(1)～(6)以外の所得	(7)		（うち特別控除額　円）	（一時所得又は長期譲渡所得は1/2）
	(1)～(7)の合計額				520,000

⇒上記の*2欄に転記してください。

直近の源泉徴収票や給与明細書を参考にして見積もった平成30年中の収入金額を記載します。

裏面の「３　所得の区分」の【①給与所得】を参考に計算した所得金額を記載します。

（注）　給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「3　所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

控除額の計算

区分ⅠがA、区分Ⅱが③のため、対象となる控除は配偶者特別控除となり、控除額は380,000円になります。

区分Ⅱ

		①	②	③	④（*2の見積額を参照してください。） 85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
区分Ⅰ	A	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
	B	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
	C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円
摘要		配偶者控除		配偶者特別控除								

配偶者特別控除の額の欄に、380,000円を記載します。

配偶者控除の額
円
配偶者特別控除の額
380,000 円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。